

令和6年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

金融庁(内閣府と関係府省との間で調整を行う提案)

整理番号	18
(管理番号	18)

重点募集テーマ 「デジタル化」の 該当	○
---------------------------	---

提案区分	B 地方に対する規制緩和
提案分野	12_その他

提案事項(事項名)

電子マネー・QRコード決済等の前払式支払手段による地方自治体等への寄附を可能とすること

提案団体

相模原市

制度の所管・関係府省

金融庁

求める措置の具体的内容

キャッシュレス決済のうち前払支払手段(サーバ型電子マネーやQRコード決済等)による地方自治体や法律に基づいて設置された認可法人、特に公益性が高いと考えられる公益法人への寄附を可能とすること。

具体的な支障事例

キャッシュレス決済のうち、銀行口座等から即座に引き落とされる即時払支払手段や、クレジットカード等による後払支払手段によれば、寄附を行うことが可能であるところ、事前に金額をチャージしておき、商品やサービスの購入時にチャージ額から支払う前払支払手段では、資金決済に関する法律第3条の規制により寄附を行うことができない。本市では、日本赤十字社や社会福祉法人等による寄附の支援を行っているが、前払式支払手段による寄附が困難であることから、キャッシュレス決済が主要な決済手段となっている現在においても、現金のみを寄附の支払い手段として限定しており、柔軟な寄附の受付に課題がある。キャッシュレス決済の利用率が増え、現金による寄附行為が減少すること、被災地支援など迅速な対応が求められる場合などを想定すると、キャッシュレス決済による寄附の簡便化により、さらなる寄附行為の普及を図ることは、社会的要請であると考えられる。

前払式支払手段による送金については、資金移動業への登録等を規定する銀行法等の空文化につながる恐れがあることは承知しているが、被寄附者の制限や寄附額上限を設けること等により、犯罪による収益移転のリスクを下げる可能性も考えられることから、前払式支払手段による寄附について限定的な規制緩和について検討をお願いしたい。

地域住民や事業者等の具体的な意見・要望、支障事例等

社会福祉法人神奈川県共同募金会では、令和3年度に試験的に交通系ICカードによる寄附を実施したが、法規制により、令和4年度から休止していると承知している(同会令和4年度事業報告書より)。また、本市において、令和6年能登半島地震に対する寄附について、前払支払手段によるQRコード決済の導入を検討したが、法規制等により導入を断念した。

制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

多様なキャッシュレス決済による寄附を可能とすることで、寄附文化の普及、寄附額の増加、キャッシュレス決済のさらなる普及などの効果が考えられる。

根拠法令等

資金決済に関する法律第3条

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

—

—

各府省からの第1次回答

前払式支払手段による寄附行為は、資金決済に関する法律第3条第1項に規定する「物品等を購入し、若しくは借り受け、又は役務の提供を受ける場合」に該当する必要があります。

この点、金融庁のウェブサイトで掲載している「広く共有することが有効な相談事例（資金決済に関する法律関係）」においてお示ししているとおり、前払式支払手段により「ふるさと納税」を支払うことは可能としています。国税庁公表の「義援金に関する税務上の取扱いFAQ」によると、災害により被害を受けられた方を支援するために支払う義援金や寄附金（最終的に地方公共団体に拠出される一定のもの）のうち、

- ・被災地の地方公共団体に設置された災害対策本部等
- ・日本赤十字社、社会福祉法人中央共同募金会等
- ・募金団体

への支払いで専用口座を設けている場合等については、原則「ふるさと納税」に該当するとされております。

上記スキームの下で日本赤十字社や社会福祉法人等への前払式支払手段による寄附は資金決済法上すでに可能となっており、実際に、ふるさと納税に該当する義援金を前払式支払手段で受け付ける自治体の事例が見られるところですので、御検討中のスキームがあれば、お近くの財務局・財務事務所まで御相談いただければと思います。

ふるさと納税の要件に該当しない寄附を前払式支払手段で支払うことの可否については、社会的なニーズや課題等も踏まえながらよく見極めていきたいと考えています。

令和6年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

金融庁(内閣府と関係府省との間で調整を行う提案)

整理番号	56-1
(管理番号	56)

重点募集テーマ 「デジタル化」の 該当	○
---------------------------	---

提案区分	B 地方に対する規制緩和
提案分野	03_医療・福祉

提案事項(事項名)

生活保護制度における資産調査の一括照会を可能とすること等

提案団体

指定都市市長会、福島県

制度の所管・関係府省

金融庁、厚生労働省

求める措置の具体的内容

生活保護法第29条に基づく資産調査の在り方について、すべての銀行口座を一括で照会できる方式を整え、電子データによる回答により、調査漏れと人的な確認漏れを減らし、照会先である銀行側の負担も軽減できるよう電子化を進められたい。

具体的な支障事例

生活保護の決定・実施・徴収等のため、資産調査が認められており、新規での申請時においては、本人の申し出に基づく直近の生活拠点も含め、利用可能性のある金融機関等に個別に照会を実施している。この照会は年間約79,000件程度あり、1銀行当たり、発送から回答帰着、精査まで約1か月以内～数か月を要している。その間も日々要調査事案は発生するため、同時進行で行う調査を管理する必要がある。また照会及び回答についてはすべて紙による形式であり、回答側の銀行の負担は高く、有料化が進んでいる状況にある。また回答受領後の精査についても各実施機関で、取引履歴等を目検で確認し、資産調査を実施する必要がある。Web銀行等多様化していくなかで、調査の限界があり、照会対象外となった銀行口座の保有の可能性もあり、個人の資産調査が労力の割に不完全な調査となっている。

地域住民や事業者等の具体的な意見・要望、支障事例等

—

制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

調査を行う自治体職員と照会を受ける金融機関の事務負担軽減につながる。

根拠法令等

生活保護法第29条

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)

花巻市、宮城県、ひたちなか市、高崎市、千葉県、荒川区、新発田市、浜松市、名古屋市、半田市、小牧市、茨木市、交野市、兵庫県、高知県、熊本市、鹿児島市、特別区長会

○生活保護制度が法定受託事務であり、本内容については国が統一的制度を作るべき主旨に賛同する。

○生活保護申請者、受給者への資産調査について、調査先の選定、調査用紙の発行、郵送、回答結果の確認等による事務負担が大きいことから、一括照会、電子データでの照会、回答受理等による事務の簡素化が求められる。

○調査期間で1か月程度要する場合もあり保護の決定に時間を要する状況もある。また回答するの銀行の負担も大きいことから、有料化する銀行もあり今後自治体側の調査費用負担が増すことが想定される。

○居住履歴などを参考に調査対象金融機関を選定しているが、現状は居住地に関係なく、金融機関に口座開設が可能な状態となっている。すべての金融機関口座を一括で照会できる方式が整備されれば、調査を行う自治体職員と照会を受ける金融機関の事務負担軽減につながるほか、調査の不完全性が是正される。

○他都市、他県からの転入し、間もない場合は個別に利用可能性の高い地方銀行等を個別に照会しているほか、ネット銀行の普及に伴い、正確な資産調査が行われていると言い難い。

○生命保険の一部には電子照会でないと回答不可とする会社等があることから、金融機関においても電子化の流れは進んでいくものと思われる。そのため、全国的に電子照会を行うことで、金融機関の事務負担軽減につながる。

○法第29条に基づく金融機関への資産調査については、預貯金等照会システム(DAIS)を利用して行っている。紙による照会に比べて事務負担の軽減を図れているが、DAISで照会できない金融機関もあるため、将来的にすべての銀行口座を一括で照会できる仕組みとなれば、事務負担がより軽減されるとともに、調査の精度が高まることとなる。

○法第29条により、銀行口座の調査を行う場合、近隣や対象者の前住所地の代表的な金融機関など、預金口座がある可能性が高い金融機関へ調査を行っており、調査が完全でないことは否めない。また、照会文書の作成及び封緘郵送に数日を要することもあり、事務の負担となっている。ケースワーカーが再調査を行う際も同様の事務が発生し、即応性の妨げとなっている。

○令和6年度から既に電子照会システムを導入している。これまでの郵送による照会から順次移行していく考えである。自治体側、金融機関双方にメリットがあり事務軽減につながるものとする。

○全国共通で照会・回答が行えるシステム構築が行えると、金融機関、自治体双方において、効率的に照会事務が行え、保護の新規開始決定の事務処理日数の削減が図れる。

各府省からの第1次回答

金融機関の預貯金調査については、現状において直ちに全国共通の照会システムを構築することは困難と考えている。現在、民間企業において、一部の金融機関の預貯金調査を電子化することができるサービスが提供されており、一部の自治体において当該サービスを利用している状況があると承知している。

引き続き、当該サービスの活用状況や効果を把握することにより、電子化の推進を含め効果的・効率的な預貯金調査の実施について情報収集して参考にしたい。

令和6年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

金融庁(内閣府と関係府省との間で調整を行う提案)

整理番号	56-2
(管理番号	79)

重点募集テーマ 「デジタル化」の 該当	○
---------------------------	---

提案区分	B 地方に対する規制緩和
提案分野	03_医療・福祉

提案事項(事項名)

生活保護法第 29 条に基づく資産調査に係る預貯金照会システムの構築等

提案団体

仙台市、札幌市、岩手県、宮城県、角田市、多賀城市、富谷市、山形県、福島県、さいたま市、千葉市、川崎市、相模原市、静岡市、浜松市、京都市、大阪市、堺市、神戸市、広島市、北九州市、福岡市、宮城県後期高齢者医療広域連合

制度の所管・関係府省

金融庁、デジタル庁、厚生労働省

求める措置の具体的内容

生活保護法(以下、法)第 29 条に基づく資産調査(以下、本調査)について、適切かつ円滑な調査を実施するため、以下の措置を講ずることを求める。

○本調査に係る銀行等の金融機関からの報告を義務付ける又は、協力を要請する明確な規定を設けるとともに、用紙代及び照会手数料の負担先を明示した通知を発出すること。

○マイナンバーを活用するといった全国共通の預貯金照会システム(以下、システム)を構築する等、本調査に係る行政の効率化等を図るための仕組みづくりを行うこと。

具体的な支障事例

【現行制度について】

生活保護は、法第4条に規定する「保護の補足性原理」に基づき行われるものであり、本調査は、生活保護の申請者や受給者等が規定要件を満たしているか否かを確認することを主な目的として実施している。

法第 29 条第1項においては、「官公署、日本年金機構若しくは(略)共済組合等に対し、必要な書類の閲覧若しくは資料の提供を求め、又は銀行、信託会社、次の各号に掲げる者の雇主その他の関係人に、報告を求めることができる」旨規定されているが、同条第2項において、「官公署の長、日本年金機構又は共済組合等は、(略)保護の実施機関又は福祉事務所長から前項の規定による求めがあつたときは、速やかに、当該情報を記載し、若しくは記録した書類を閲覧させ、又は資料の提供を行うものとする」との規定がある一方で、「銀行、信託会社、次の各号に掲げる者の雇主その他の関係人」からの報告については規定がない。

また、本調査に要する費用については、返信用封筒(切手貼付)代が福祉事務所の負担とする旨の通知が発出されている一方で、回答に要する用紙代や手数料の負担先に係る通知が発出されていないため、自治体ごとの対応にばらつきが生じている。

【支障事例】

本調査は調査票を紙で出力し、銀行や生命保険会社等へ送付することで報告を得るものであるが、昨今、銀行への本調査を行うにあたり、報告の条件として、用紙代・手数料の請求又はシステムの導入を要求され、要求を満たすことが出来ない場合は報告を拒否するといった事例が増加しており、適切な資産把握に支障をきたしている状況である。

システムについては数社から既に市販されているが、そのいずれについても、登録先銀行について全銀行が網羅されていない、銀行と並び主要な調査先である生命保険会社の登録がほぼない等、調査の実効性・費用対効果が高いとは言えず、本市においては、これまでに導入を検討したことはあるものの、見送った経緯がある。

地域住民や事業者等の具体的な意見・要望、支障事例等

—

制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

本調査が、金融機関等との間で円滑に実施可能となり、法第4条に規定する「保護の補足性原理」の観点から、制度のより一層の適正化が図られることとなる。
また、マイナンバーを活用するといった全国共通のシステムを構築する等の仕組みができることで、自治体及び金融機関等双方の事務負担が軽減されるほか、短期間での調査が可能となり、迅速な資産把握が図られる。

根拠法令等

生活保護法第4条、第29条

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

花巻市、ひたちなか市、高崎市、千葉県、荒川区、新発田市、豊橋市、半田市、刈谷市、小牧市、茨木市、交野市、兵庫県、高知県、熊本市、鹿児島市、特別区長会

○生活保護制度が法定受託事務であり、本内容については国が統一的制度を作るべき主旨に賛同する。
○本市においても、以下の観点から改善の必要性があると考えます。
・旧来型通帳の発行手数料等が発生する金融機関の増加に伴い、いわゆる Web 通帳を利用する要保護者が増加しており、これらの者から通帳の記載内容（取引履歴）の写しを提出させることが難しくなっている。
・年1回、被保護者に資産申告を求めるときに預貯金額の記入と挙証資料として通帳の提出を求めている。その際に、ATM の統廃合や被保護者の体調不良等の理由により、長い期間にわたって通帳記入ができず、合算額が記帳される場合がある。この場合に個別に預貯金照会を実施しているが、事務負担が大きい。また、被保護者についても年1回の通帳の提出が負担となっており、預貯金照会システムが整備されることでこれらの負担軽減につながる。
・資産や収入の未申告による不正受給対策として、迅速な資産収入状況の調査実施が求められる。
○生活保護申請者、受給者への預貯金調査について、調査先の選定、調査用紙の発行、郵送、回答結果の確認等による事務負担が大きいことから、一括照会、電子データでの照会、回答受理等による事務の簡素化が求められる。
○マイナンバーを活用した全国共通のシステムを構築できれば、自治体及び金融機関等双方の事務負担が軽減されるほか、短期間での調査が可能となり、迅速な資産把握が図られる。また、調査費用の縮減も期待できる。
○本市でも同様の課題を抱えており、全国共通の照会システムが構築されれば、事務の効率化が図られる。
○一部の地方銀行において、紙面での照会に関しこれまでの手数料を大幅に改定し、ウェブ照会を促すような状況がある。そのため、システムの導入を行ったものの、一部の金融機関のみの使用であり、ウェブ照会と紙面での照会が混在している状況である。2通りの作業が必要となっており、職員の事務負担も大きく、また近年のネット銀行等の普及に伴い、確実な資産の調査を実施する必要性は強く感じる。
○本市においても、調査料未払いにより回答を拒否されるなどし、保護の適切な決定実施に支障を来している。
○本市では、預貯金等照会システム（DAIS）を利用し、管内における銀行等の金融機関等への調査はほぼ網羅できており、資産調査としての実効性が上がっている状況であるが、DAIS を利用できない金融機関等への調査は回答用紙を封入したうえでやっている。金融機関への統一した対応を明示した通知やマイナンバー活用した仕組みがあれば、より効果的になると思われる。なお、本市では、R5 の生活保護申請件数 259 件、R5 の DAIS 利用件数 3,863 件となっている。
○現在、第 29 条調査を行う際は、対象世帯員の転居・改姓の情報をマイナンバーに拠らずに戸籍調査によって収集し、銀行及び生命保険会社へ書面で郵送にて照会を行っている。そのため、迅速な調査ができず、調査が終了するまでに数か月要する場合があります。資産の活用による保護世帯の自立の妨げの一員となっている。また、銀行により調査様式が違うこと、調査料金の有無があることなどが事務及び経費負担となっている。
○銀行によっては高額な手数料を請求されることで必要最小限の調査に留め、調査を控える場合もある。銀行口座とマイナンバーとの紐づけは国の主導によりシステム構築されることを期待する。法第 29 条調査権において官公庁、日本年金機構は速やかに資料提供する義務がある反面、金融機関、保険会社へは協力を求めると

いう福祉事務所側のスタンスになっている。今後、報告に強制力を課した法改正が必要と考える。
○当県も提案自治体と同様の状況が発生している。全国共通で照会・回答が行えるシステム構築が行えると、金融機関、自治体双方において、効率的に照会事務が行え、保護の新規開始決定の事務処理日数の削減が図られる。

各府省からの第1次回答

金融機関の預貯金調査については、現状において直ちに全国共通の照会システムを構築することは困難と考えている。現在、民間企業において、一部の金融機関の預貯金調査を電子化することができるサービスが提供されており、一部の自治体において当該サービスを利用している状況があると承知している。
引き続き、当該サービスの活用状況や効果を把握することにより、電子化の推進を含め効果的・効率的な預貯金調査の実施について今後の検討の参考としてまいりたい。
また、生活保護法第29条に基づく預貯金調査について、金融機関に対する報告義務を設けること等については困難と考えているが、引き続き、金融機関及び関係団体に対して調査にご協力いただけるようお願いしてまいりたい。
番号利用法に基づく情報提供ネットワークサービスを用いた情報連携については、原則として行政機関を利用機関と想定しているものであり、民間金融機関を含めることのできる形になっていないことから、上記預貯金調査の電子化と同様に直ちに照会を可能にすることは困難であると考えている。

令和6年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

金融庁(内閣府と関係府省との間で調整を行う提案)

整理番号	260
(管理番号	260)

重点募集テーマ 「デジタル化」の 該当	×
---------------------------	---

提案区分	B 地方に対する規制緩和
提案分野	03_医療・福祉

提案事項(事項名)

埋火葬費への遺留金充当事務における預貯金引出しの円滑化等

提案団体

指定都市市長会、岩手県、石巻市、塩竈市、白石市、角田市、富谷市、蔵王町、柴田町、大衡村、涌谷町、女川町、南三陸町、秋田県、神奈川県

制度の所管・関係府省

金融庁、厚生労働省

求める措置の具体的内容

市区町村が引取り手のない遺体の火葬又は埋葬を行う場合、死亡者の預金口座がある金融機関は市区町村の請求に応じて遺留金銭を引き渡す義務を負うこととするよう、生活保護法及び行旅病人及行旅死亡人取扱法を改正すること。

また、行旅病人及行旅死亡人取扱法について、死亡人の預金の有無、金額等について、市区町村の求めに応じて金融機関が情報提供する義務を負うこととする規定を新設すること。

具体的な支障事例

【現行制度について】

遺体に対して葬祭を行う者がいない場合、死亡地の市区町村がこれを行わなければならないところ、葬祭費については、当該死亡人の遺留金を充当することとされている。(生活保護法第76条、同第18条第2項、行旅病人及行旅死亡人取扱法第11条、墓地、埋葬等に関する法律第9条第2項)。また、過去の提案を契機に「身寄りのない方が亡くなられた場合の遺留金等の取扱いの手引」が作成され、死亡人の預金も、遺留金銭として充当することができる旨、各市区町村や各金融機関に周知されている。

【支障事例】

死亡人の口座から預金を引き出す事務については市区町村と金融機関の個別の調整・交渉に一任されているが、市区町村職員が煩雑な手続きを強いられたり、相続権のある者以外には出金しないとして金融機関の協力を得られない場合があるなど、死亡人の預金を活用することが困難な状況にある(このことは、令和5年3月に総務省が調査結果を公表した「遺留金等に関する実態調査」でも明らかになっている)。そのため、死亡人の預金を葬祭費へ充当できず、市区町村の支出負担となる事例が生じている。なお、身寄りのない方の遺体処理件数は高齢化等の影響で増加傾向にあり、それに伴い市区町村の支出額も増加している。

地域住民や事業者等の具体的な意見・要望、支障事例等

—

制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

引取り手のない遺体の葬祭を行うにあたり、法令で定められた遺留金の充当をより円滑に実施することができ、市区町村が支出する経費を削減できる。

また、相続手続が行われないまま放置されるおそれのある資産の有効活用につながる。

根拠法令等

生活保護法第 18 条第 2 項、第 76 条、行旅病人及行旅死亡人取扱法第 11 条、墓地、埋葬等に関する法律第 9 条第 2 項、「身寄りのない方が亡くなられた場合の遺留金等の取扱いの手引」(令和 3 年 3 月厚生労働省・法務省)、「身寄りのない方の遺留金のうち、預貯金の取扱方法の明確化について」(令和 3 年 3 月 31 日付金融庁事務連絡)

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

函館市、旭川市、花巻市、宮城県、多賀城市、ひたちなか市、千葉県、厚木市、福井市、浜松市、名古屋市、豊橋市、大阪市、寝屋川市、羽曳野市、高知県、長崎市、諫早市、熊本市

- 当市においては葬祭費払戻請求のあった金融機関は、金融庁事務連絡に従って払戻に応じているが、支店等職員への周知が不十分で時間を要したケースはあった。
- 遺留金の引き出し手続きについては、各金融機関の規定によるものと思われるが、相続人でなければ引き出すことができないと断られる事例がある。
- 都道府県においては直接の事務負担はないものの、費用を負担しており、財政支出の削減に有効な提案であると考えられる。
- 提案市と同様に金融機関からの協力を得られないことや、引き出しが可能であっても事務が長期にわたることにより預金引き出しが困難となっている。また、死亡地の自治体で実施をするため近隣市に比べて、救急受入病院を多く持つ市の件数が多くなり財政負担の偏りが大きい。そのため預貯金の引き出しを規定し金融機関の協力を得ることは必要不可欠である。
- 当市においても引取り手のない遺体の取り扱いが増加傾向にあり、死亡者が口座を有する金融機関によって対応も異なり、金融機関の協力が得られない事例も生じており、葬祭費用の負担も増加している。金融機関に対し死亡者の預金残を引き渡す義務を課すことで、事務負担の軽減や葬祭費用の負担減少に期待できる。
- 当区では、遺留品として通帳等を引き渡されていても、預金の引き出しに係る事務手続きが不明確であることから、左記の手引き発出後も、預金の引き出しを行った事例がない。一方で、現金での遺留金が少なく火葬費用に充当できず、区が負担する事例は増えている。事務手続きが明確化され、死亡人の預金の引き出しが各自治体で統一的に対応可能になれば、自治体の支出負担減少が望める。

各府省からの第 1 次回答

令和 5 年 3 月 28 日に公表された「遺留金等に関する実態調査」の結果報告書に基づき、総務大臣から厚生労働大臣等に対して勧告が行われ、当該勧告に基づき、令和 5 年 7 月 3 日に、「身寄りのない方が亡くなられた場合の遺留金等の取扱いの手引」が改定された。当該改定により、生活保護法上の葬祭扶助が適用される場合、市区町村は、遺留金を葬祭費用に充当することができるとする規定(生活保護法第 76 条第 1 項)により、相続人に優先して遺留金を葬祭費用に充当することができ、亡くなった方の預貯金を現金化したものも「遺留金」に含まれるため、市区町村は、葬祭費用への充当を目的とした預貯金の引き出しも、生活保護法第 76 条第 1 項に基づき、当然に相続人に優先して行うことができること、また、遺留金を葬祭費用に充当することができるとする生活保護法の規定においては、亡くなった方の預貯金の引き出しの手續に関しては何ら特別な定めがなく、引き出しに当たって相続人への意思確認を求めているものではないため、相続人への意思確認は不要であることを明確化したところである。さらに、行旅病人及行旅死亡人取扱法(以下、「行旅法」という。)又は墓地、埋葬等に関する法律(以下、「墓埋法」という。)が適用される場合も、市区町村は、行旅法第 11 条(墓埋法第 9 条第 2 項において行旅法を準用する場合を含む。)を根拠として相続人に優先して遺留金を火葬等の費用に充当することができ、行旅法及び墓埋法において、亡くなった方の預貯金の引き出しの手續に関しては何ら特別な定めがなく、引き出しに当たって相続人への意思確認を求めているものではないため、相続人への意思確認は不要であることを明確化している。